

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次の揚げるもの（ただし、総重量は20キログラム以下とします。）を格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要種類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に揚げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は、前項各号に揚げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに利用主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料（消費税を含む）は、当行が別に定める料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、利用主が指定した預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する1カ月として、その月から月割計算により支払って下さい。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合、第1項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵等の保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は利用主が保管し、副鍵は予備鍵として当行所定の袋に入れ、当行職員が立会いのうえ利用主が届出印の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 半自動型貸金庫、全自動型貸金庫の場合は、利用主および利用主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という）に貸金庫カード（以下「利用カード」という）を発行いたしますので、利用主および代理人が保管してください。

5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、利用主または代理人が行ってください。
- (2) 据置型貸金庫の場合
 - ① 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

- ② 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 半自動型貸金庫、全自動型貸金庫の場合
 - ① 貸金庫の入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤に利用カードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作の上、入室してください。
 - ② 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠ならびに所定の位置へ返却を確認してください。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章もしくは利用カードを失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。利用カードおよび正鍵を失ったとき、もしくは棄損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印章、利用カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、正鍵、もしくは利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または棄損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9. (暗証照合等)

- (1) 利用カードの所有権は、当行に帰属するものとし、借り主および代理人に貸与します。利用カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- (2) 暗証は生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- (3) 操作機により、利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、開庫その他の取扱いをしました場合は、利用カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任をおいせん。

10. (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用される印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、貸金庫の開閉に使用される鍵については、当行は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、棄損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 利用主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、利用主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 利用主が使用料を支払わないとき
 - ② 利用主について相続の開始があったとき
 - ③ 利用主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 利用主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、利用主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または利用主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
 - ① 利用主が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 利用主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる行為
 - ③ 利用主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による貸金庫の明渡しおよび正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3項第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合は廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は利用主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他利用主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

1 4. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

1 5. (緊急措置)

法令に定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このため生じた損害については当行は責任を負いません。

1 6. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

1 7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2024年12月 現在